

平成十八年三月

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応
及び協力に関する議定書の説明書

外務省

目次

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
5 他の国際約束との関係	二
二 議定書の内容	二
1 一般規定	二
2 定義	二
3 緊急計画及び通報	三
4 準備及び対応のための国家的及び地域的な体制	三
5 汚染への対応に関する国際協力	三
6 技術協力	四
7 他の条約及び協定との関係	四
8 最終規定	四
9 援助に係る費用の償還（附属書）	四
三 議定書の実施のための国内措置	四
（参考）	六

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 平成二年（千九百九十年）十一月に国際海事機関（以下「IMO」という。）の主催により開催された国際会議において、油による汚染事件への準備及び対応に関する措置及び国際協力の枠組み等を定める「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」（以下「OPRC条約」という（平成八年（千九百九十六年）、我が国について効力発生）。）が採択された。その際、油以外の危険物質及び有害物質による海洋汚染への対応も重要であるとの観点から、OPRC条約の規定の範囲を油以外の危険物質及び有害物質に拡大することを検討する旨の決議がなされた。

(2) これを受け、IMOにおいて検討作業が進められた結果、平成十二年（二千年）三月、IMOの主催により開催された危険物質及び有害物質による汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議において、この議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、危険物質及び有害物質による海洋の汚染事件への準備及び対応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めるものである。世界有数の海運国である我が国がこの議定書を締結することは、海洋環境の保全に資するとともに、この分野における国際協力を一層推進する見地からも有意義である。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国を旗国とする船舶に対し、危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画の備付けを要求し、また、船長等に対し、必要とされる範囲の通報手続に従うことを要求すること。
- (2) 我が国の管轄の下にある適当と認める海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する管理者等に対し、適当と認める汚染事件に関する緊急計画等の備付けを要求すること。
- (3) 危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立すること。
- (4) 危険物質及び有害物質による汚染事件が重大なものである場合には、関係する他の締約国の要請に応じ、我が国の能力及び関係

する資源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対応するために技術上の支援、資材の提供等を行うこと。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、本年二月十五日現在、海運主要国を含む十三箇国が既に締結している。世界有数の海運国である我が国としても早期にこの議定書を締結し、危険物質及び有害物質による汚染事件に対応するための国際協力を一層推進することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

(1) O P R C 条約

O P R C 条約は、油による汚染事件への準備及び対応に関し、油汚染緊急計画の備付け、通報に関する手続、国家的な体制の確立、国際協力の実施等につき規定している。これらの規定の多くは、この議定書において、危険物質及び有害物質による汚染事件への準備及び対応のための規定として取り入れられている。

(2) 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（昭和五十八年（千九百八十三年）、我が国について効力発生）及び同条約に関する他の改正であつて効力を有しているものによつて改正された同条約（以下「M A R P O L 条約」という。）

M A R P O L 条約は、船舶からの油その他の有害物質の流排出による海洋環境の汚染を防止するため、船舶の構造及び設備の要件等を定め、並びに一定の船舶に対する海洋汚染船内緊急計画の備付け及び船長等による通報を求めている。当該計画の備付け及び当該通報に関する規定は、O P R C 条約及びこの議定書の規定において援用されている。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文十八箇条、末文及び一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 一般規定（第一条）

締約国は、この議定書及びその附属書の規定に従い、単独で又は共同して、すべての適切な措置をとることを約束すること等を定める。

2 定義（第二条）

「危険物質及び有害物質による汚染事件」、「危険物質及び有害物質」、「海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設」等の用語の定義について定める。

3 緊急計画及び通報（第三条）

(1) 締約国は、自国を旗国とする船舶に対し、IMOにおいて作成された条約の関係する規定に従って、危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画を当該船舶内に備えることを要求し、船長等に対して必要とされる範囲の通報に関する手続に従うことを要求する。

(2) 締約国は、自国の管轄の下にある適当と認める海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、国家的な体制に適合するように調整された適当と認める危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画等であつて、自国の権限のある当局が定める手続に従つて承認されたものを備えることを要求する。

(3) 締約国の適当な当局は、危険物質及び有害物質による汚染事件を知ったときは、当該汚染事件によつて影響を受けるおそれのある他の国に通報する。

4 準備及び対応のための国家的及び地域的な体制（第四条）

締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制であつて次の要件を満たすものを確立する。

(1) 危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備及び対応について責任を有する自国の権限のある当局等を指定すること。

(2) 準備及び対応のための国家的な緊急時計画であつて、関係を有する各種の団体の相互の関係について定めるものを有すること。

5 汚染への対応に関する国際協力（第五条）

(1) 締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件が重大なものである場合には、影響を受け、又は受けるおそれのある締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対応するため協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意する。

(2) 締約国は、適用のある国際協定に従い、危険物質及び有害物質による汚染事件への対応に必要な人員、貨物等及びこれらを輸送

するために使用される船舶等の輸送手段の出入国等を円滑にするために必要な立法上又は行政上の措置をとる。

6 技術協力（第七条）

(1) 締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、人員の訓練等に関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。

(2) 締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自国の法令及び政策に従って積極的に協力することを約束する。

7 他の条約及び協定との関係（第九条）

この議定書のいかなる規定も、他の条約又は国際協定に基づく締約国の権利又は義務を変更するものと解してはならない。

8 最終規定（第十二条から第十八条まで）

この議定書の改正手続、締結手続、効力発生の要件等について規定する。

9 援助に係る費用の償還（附属書）

(1) 危険物質及び有害物質による汚染事件の発生に先立ち、当該汚染事件に対応するための締約国の措置に係る費用の負担について定める協定が締結されていない場合には、締約国は、次の原則により、汚染に対応するためにとられた措置に係る費用を負担する。ただし、この原則は、関係する締約国が個々の事案において別段の合意をする場合には、適用されない。

(イ) 締約国が他の締約国の明示の要請に応じて措置をとった場合には、援助を要請した締約国（以下「要請国」という。）は、援助を提供した締約国（以下「提供国」という。）に対し、当該措置に係る費用を償還する。

(ロ) 締約国が自己の発意で措置をとった場合には、当該措置に係る費用については、当該締約国が負担する。

(2) 援助の実施に関する活動に要した費用の全額について要請国に賠償又は補償が行われない場合には、要請国は、提供国に対し、賠償若しくは補償が行われた額を超える費用の償還の請求を放棄し、又は費用の額を減額するよう要請することができる。提供国は、これらの要請を検討するに当たり、開発途上国の必要性に十分な考慮を払う。

三 議定書の実施のための国内措置

- 1 この議定書の実施のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に所要の改正を加えるための法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十二年三月十五日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十八年二月十五日現在 未発効（十五以上のOPRC条約の締約国がこの議定書に拘束されることに同意する旨を表明した日の後十二箇月で効力を生ずる。）
- 3 署名国 七箇国
ブラジル、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、オランダ
- 4 締約国 平成十八年二月十五日現在 十三箇国
オーストラリア、エクアドル、エジプト、ギリシャ、マルタ、オランダ、ポーランド、シンガポール、スペイン、スウェーデン、シリア、ウルグアイ、バヌアツ